

「北海道食品ロス削減推進計画」の策定について（案）

〔 令和2年7月21日 〕
〔 北海道農政部 〕

1 「北海道食品ロス削減推進計画」の策定について

「食品ロス」とは本来食べられるにも関わらず廃棄されているものであり、国の推計によると、平成29年度は、食品関連産業から発生する事業系食品ロスは328万トン、家庭からの食べ残し等の家庭系食品ロスは284万トンと、日本では612万トンの食品ロスが発生していると試算された。

国においては、2015年に国連決議された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄の半減を国際目標として設定されたことを受け、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を令和元年5月に公布し、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を令和2年3月に閣議決定した。

我が国最大の食料供給地域である本道において、食品ロス削減は、食育の推進やSDGsの観点からも重要な課題であることから、「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、道民、事業者、関係団体、行政等が連携し、食品ロス削減に向けた運動を展開する。

2 「北海道食品ロス削減推進計画」の位置付けについて

「北海道食品ロス削減推進計画」は「北海道食の安全・安心条例」第25条第1項に基づき食育を進めるための「北海道食育推進計画」において重点事項の一つである「食と環境の関係を考え、行動する」を実現するため、具体的に進めるための計画として策定する。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」第12条第1項の規定に基づき都道府県が国の基本方針を踏まえて策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（都道府県食品ロス削減推進計画）と位置付ける。

3 今後のスケジュールについて

時 期	項 目
R2年 7月	・ 北海道食品ロス削減推進計画の策定に関する審議（北海道食の安全・安心委員会）
8月～ 9月	・ 関係団体等意見聴取の実施
11月～12月	・ 北海道食品ロス削減推進計画（素案）の諮問・審議（北海道食の安全・安心委員会）
12月～ R3年1月	・ 北海道食品ロス削減推進計画（素案）に対するパブリックコメントなどの実施
2月	・ 北海道食品ロス削減推進計画（案）の審議・答申（北海道食の安全・安心委員会）
3月	・ 北海道食品ロス削減推進計画の決定・公表